

# 小川ゆうじの「ぶん赤旗」読者だより

小川・吉開 検索

田尻町支部党活動募金  
1口200円のお願

なんでも相談は  
月・水・金の  
午前10時～正午  
465-9939

3月の弁護士相談は  
8日(金)  
夕方6時～8時  
事前予約が必要です

予算委員会での  
審議で

## 教育長は、現状は「体罰があったとは 学校も言っていない」と答弁

田尻町議会は、12日、13日予算委員会を開き、来年度予算を審議しました。小川議員は、13日午前10時から開かれた同委員会、「保守系議員の一般質問で議論された、保護者から、体罰があった、訴えは、スキー合宿のあり方も問われ、保護者の不安もあり、すみやかな解決が求められる」と述べ、5日の本会議で用松教育長が、「日曜日に学校より、昨日、保護者から、スキー合宿中（今年1月22日）に体罰があったと聞いた」と答弁していることについて、「学校からと保護者からと両方から、体罰があった」と聞いたということですね」とたどりました。

あったことを教育長が認め、教育委員が認めたとはいえない」などと答弁しました。

教育長は、「字づらで言えばその通り」と認めながらも、「体罰があったとは学校も言っていないわけでもなく、保護者の情報しかない」「体罰が

### 「読者だより」の記事を撤回します

3月10日付、先週の「よしかい育子」の読者だよりで、「田尻中学、スキー合宿中に「体罰」教育委員会認める」の記事は「日曜日に学校より、昨日、保護者からスキー合宿中に体罰があったと聞いた」との5日本会議での教育長の答弁を根拠に書いた記事です。しかし、教育長が「体罰があったとは学校も言っていないわけでもなく、保護者の情報しかない」と言っている以上、『体罰』教育委員会認める」の記事を撤回します。なおまた、「教育委員会」としたことは不適切であり「教育長」とすべきでした。お詫び致します。

## 教育長は「保護者の訴えは真摯に受けとめ、慎重に調査していく」と答弁

予算委員会で教育長は、「保護者からの訴えを真摯に受けとめ慎重に調査していく」としています。

小川議員は、「いかなる状況があったにせよ、教師は子どもへの深い愛情をもって自らをおさめ、教育的指導を貫くことだ」とたどりました。

指導課長は「だからこそ事実確認が必要、毎日のように協議し全体像をひとつひとつ把握しようとしている。一方の訴えだけでなく、全体像を把握するために責任をもって確認している。その上で判断しなければならず、時間がかかる」などと答えました。

教育委員会次長は、「保護者の訴えの内容は全部把握している。現在調査しているところ、全体像が明らかになったところで、議会にも報告したい。」などと答弁しました。



### 大阪市立高校生の自殺から1カ月――

学校から体罰をなくすために、府民的討論と共同をよびかけます  
2013年1月19日 日本共産党大阪府委員会書記長・柳利昭

(抜粋)

1、子どもの身体を傷つけ苦痛を与える教師の体罰は暴力行為そのものです。子どもの人権を侵害し、子ども的人格を否定する、教育者として許されない行為です。憲法と子どもの権利条約の立場からみても、学校教育法(11条)でも体罰は禁止されています。スポーツ指導のあり方からみても、体罰では子どもの能力を伸ばすことはできません。

こうした体罰についての基本的な認識をもつことが大切です。

そのうえで、いま必要なことは、「愛のムチ」などと体罰を容認する姿勢をあらため、学校から体罰を一掃するとりくみをすすめることです。

子どもの命を守る立場から、学校では体罰をなくすための徹底した民主的な議論が必要です。保護者との話し合いも大切です。教育行政の役割は、教育条件整備をはじめ、こうした学校でのとりくみを支えることにあります。命令や統制で問題を解決することはできません。

### 体罰とは(国語辞典的定義)

体罰とは、「肉体的苦痛を与えるような懲戒」です。

懲戒とは、「特別の監督関係ないし身分関係にある者に対し一定の義務違反を理由として科する制裁」です。

つまり体罰とは、親、教師、監督などが、悪いことをした子を叩いたり、長時間立たせるなどして、こらしめ、指導することです。

体罰だと非難された人が、体罰ではなく指導だなどと反論することがありますが、指導目的であるのは当然です。そうでなければ、ただの暴力、傷害です。

### 体罰とは(文部科学省による定義)

体罰の機械的定義はできない

撲る蹴るは、もちろん体罰ですが、体罰の機械的定義はできないと文科省は考えています。「教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。」(平成19年度文部科学省通知)

### これは当然体罰

ただし、次のようなものは、当然体罰です。

「その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒(殴る、蹴る等)、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は、体罰」